

弥生町三丁目周辺地区・大和町地区の不燃化特区の延伸について

1 制度概要と対象地区

東京には、JR山手線外周部を中心に木造住宅密集地域（木密地域）が広範に分布しており、首都直下地震が発生した場合に地震火災など大きな被害が想定されている。

「不燃化特区」とは、このような木密地域のうち、特に重点的・集中的に改善を図る地区を知事が指定し、都と区が連携して不燃化を強力に推進して「燃え広がらない・燃えない」まちづくりを進める制度である。（目標：不燃領域率70%）

中野区内では、弥生町三丁目周辺地区と大和町地区が指定されている。

【不燃化特区指定期間と現在の不燃領域率】

令和2年3月時点

地区名	弥生町三丁目周辺	大和町
指定期間	平成25年4月～令和3年3月	平成26年4月～令和3年3月
不燃領域率	66.0%	48.7%

2 不燃化特区の延伸について

不燃領域率の目標値達成に向け、以下の内容で不燃化特区の延伸手続きを開始する。

【不燃化特区整備プログラム（案）の概要】

地区名	弥生町三丁目周辺	大和町
地区面積	21.3ha	67.5ha
延伸期間	令和3年度～令和7年度（予定）	
不燃領域率 目標値	70%	60.6% (対平成28年度比10ポイント以上向上)
主な取組内容	避難道路ネットワークの形成 老朽建築物の建替促進 空き家建築物の除却 無接道敷地における建替検討 地区計画の導入（全体）	

3 主なスケジュール

令和2年	9月	事前申請（整備プログラム（案）の提出）
	12月	指定申請（整備プログラムの提出）
令和3年	2月～	知事による整備プログラムの認定・不燃化特区の指定 中野区不燃化推進特定整備事業補助金交付要綱改正 不燃化特区延伸に関する周知

不燃化特区対象地区図

